

別表六(二十)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(二十)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

事業	種	目	1						
資産 区分	種	類	2						
	構造、設備の種類又は区分		3						
	細	目	4						
	取	得	年	月	日	5	平	・	・
分	事業の用に供した年月日		6	平	・	・	平	・	・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額		7		円		円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		8						
	差引改定取得価額(7)-(8)		9						
法人税額の特別控除額の計算									
取得価額の合計額((9)の合計)			10		円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、 別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若		17	
同上のうち建物及び構築物に係る額			11	「21」欄 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第7項」又は「第42条の12の5第7項及び第8項」 ② 「区分番号」欄：「00517」 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額					
(10)のうち(6)が特定期間内であるものに係る額			12						
同上のうち建物及び構築物に係る額			13						
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	特 外 定 の 期 間 以 分	$((10)-(11))-(12)-(13)) \times \frac{4}{100} + ((11)-(13)) \times \frac{2}{100}$	14			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の㉓」)	20		
	特 定 期 間 分	$((12)-(13)) \times \frac{5}{100} + (13) \times \frac{3}{100}$	15						
	税 額 控 除 限 度 額 (14)+(15)		16			法人税額の特別控除額 (19)-(20)		21	
機 械 設 備 等 の 概 要									